

専門家派遣事業・デザインUPプロジェクトのご案内【財団通信 Vol.14】

財団では、中小企業の挑戦を後押しする2つの支援事業で、今年度の利用者を募集しています。

○専門家派遣事業

ご相談に応じて専門家を選定し、実務に沿った支援を継続して行う制度です。専門家への相談が初めての企業にも利用が広がっています。



専門家派遣

○デザインUPプロジェクト

企業とクリエイターをつなぎ、“デザインの力”で付加価値向上を支援します。初めてクリエイターを活用したい企業に特におすすめです。予算には限りがあります。ご相談はお早めに！（経営支援部：078-360-3209）



デザインUPプロジェクト

健康通信 Vol.334

化学物質過敏症について、知っていますか？
～その香りに困っている人がいます～

化学物質過敏症とは、洗剤・柔軟剤・シャンプー・化粧品・たばこ等、身の回りにあるすべての化学物質が原因となり、様々な体調不良をきたす病気です。発症などのしくみについては未解明な部分があり、治療方法なども確立されていません。

化学物質過敏症は、誰も発症する可能性を持っており、他人事ではありません。

柔軟剤などの香りや、頭痛や吐き気など、体調不良を起こす方がいます。自分にとっては快適な香りでも、人によっては強いと感じたり、体調に影響がでる場合があります。香り付き製品を使用される際は、周囲の方へのご配慮をお願いします。

神戸市ホームページから、化学物質過敏症の啓発ポスターをダウンロードできます

化学物質過敏症

検索

【問合せ】神戸市健康局保健所保健課

消費生活ワンポイントアドバイス！ Vol.45

管理会社を名乗る訪問にご注意を！

「管理会社の依頼で来ました」「管理会社から委託されています」と、契約が義務付けられているかのような説明をして、購入を迫る事例が報告されており、注意が必要です。

【実際の事例】

昨夜、「管理会社の依頼で換気扇の説明に来た」と名乗る業者が訪ねてきて、家に入れてしまった。最初は「換気扇の掃除の仕方」を説明されたが、最後には換気扇フィルターの購入を勧められ、フレームとフィルター代として1万円を支払った。しかし後で確認すると、管理会社とは関係ない業者であり、勧誘の方法にも納得できなかったため、クーリング・オフしたい。

【クーリング・オフってできる？】

- 事例のように訪問販売で契約した場合は、クーリング・オフ（契約解除）が可能です。
- クーリング・オフできる期間は、書面（申込書や契約書）を受けた日を1日目として8日以内です。
- 望まない契約をしてしまった場合は、速やかにクーリング・オフの通知を出しましょう。
- 通知後、業者から返金の連絡がない場合は、再度業者へ返金の確認をしましょう。

【トラブルを防ぐポイント】

- 少しでも不審に感じたら、家の中には絶対に入れない。
- 「管理会社の依頼で来ました」と言われても、必ずご自身で管理会社に連絡し、本当に管理会社の依頼による訪問かどうか確認する。
- その場で契約せず、業者の説明内容をよく確認し、納得してから契約する。



万が一くん、考助

悪質商法や契約トラブルなど消費生活に関する相談は神戸市消費生活センターへ

よくある相談事例はこちらをチェック→

神戸市消費生活センター

検索



消費者ホットライン

い や や
1 8 8

平 日：9:00～17:00

(078-371-1221でもつながります)

土 日 祝：10:00～16:00

(12/29～1/3除く)